○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　浜田市浅井町九二一番三から同市田町七六〇番一まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日　中国地方整備局長　福田　功

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
益田市横田町一四四一番二から同市横田町二七八番三まで	前	九・二八～一九・〇二メートル	〇・二二二キロメートル
	後	一五・六四～二四・三二メートル	〇・三三三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　益田市横田町二八五番八から同市横田町二七八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○四国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号　東かがわ市引田字沖代五〇三番五から同市引田字沖代五四一番四まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十四日

○九州地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百二十二号福岡都市計画道路事業三・三・十五号千代粕屋線及び三・二・十二号井尻粕屋線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第三百四十三号荒尾都市計画道路事業三・二・一号荒尾海岸線及び三・四・四号市屋深瀬線

三　事業施行期間　自平成九年三月四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成23年３月24日　東北地方整備局長　徳山日出男

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道13号	山形県南陽市大字川樋字高野1585番２から山形県上山市中山字片倉壱まで
一般国道13号	山形県新庄市大字鳥越字下飯田4465番から山形県新庄市十日町字右京屋敷9388番まで
一般国道13号	秋田県大仙市花館字間倉州崎100番から秋田県大仙市北楢岡字中野369番１まで
一般国道45号	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目１番から宮城県仙台市青葉区中央一丁目３番１まで
一般国道45号	岩手県釜石市両石町第４地割42番３から岩手県釜石市片岸町第１地割26番１まで
一般国道45号	岩手県下閉伊郡岩泉町中島字長内無番から岩手県下閉伊郡田野畑村南大声57番地１まで
一般国道46号	岩手県盛岡市飯岡新田８地割125番１から岩手県盛岡市向中野字千刈田65番１まで
一般国道46号	秋田県仙北市田沢湖小松字二枚橋126番１から秋田県仙北市角館町雲然山崎143番６まで

２　指定する期日　平成23年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年３月24日　東北地方整備局長　徳山日出男